

1. 指針の概要

○目的

公用車に係る職員の利便性向上と管理業務の集約により事務の効率化を図るとともに、保有台数の適正化等を通じ行政コストの削減に資するもの

○現状と課題

(1) ノンプロ車(一般の職員が運転する公用車)は各課で保有・管理

- ①稼働状況のばらつき
- ②共用できる範囲の制約
- ③車種と用途のアンマッチ
- ④各課における管理業務の負担

(2) プロ車(運転士が運転する公用車)のノンプロ化に伴い運用ルールの策定が必要

○適用対象 ※R6.4.1現在の参考値

対象部署: 本庁・すこやかプラザの全所属 ※21部局73課かい

対象車両: 業務上の移動手段として用いるノンプロ車

※候補107台(14部局44課かい保有分)

○基本方針

保有・管理手法の見直し及び適正台数への移行

- (1) 全庁的な共用化
- (2) 管理業務の一元化(集中管理)
- (3) 管理業務の外部委託等
- (4) 台数の適正化
- (5) 外部とのシェアリングの可能性検討

2. 指針の構成

公用車適正化指針

・目的
・基本的な方針

実施方針

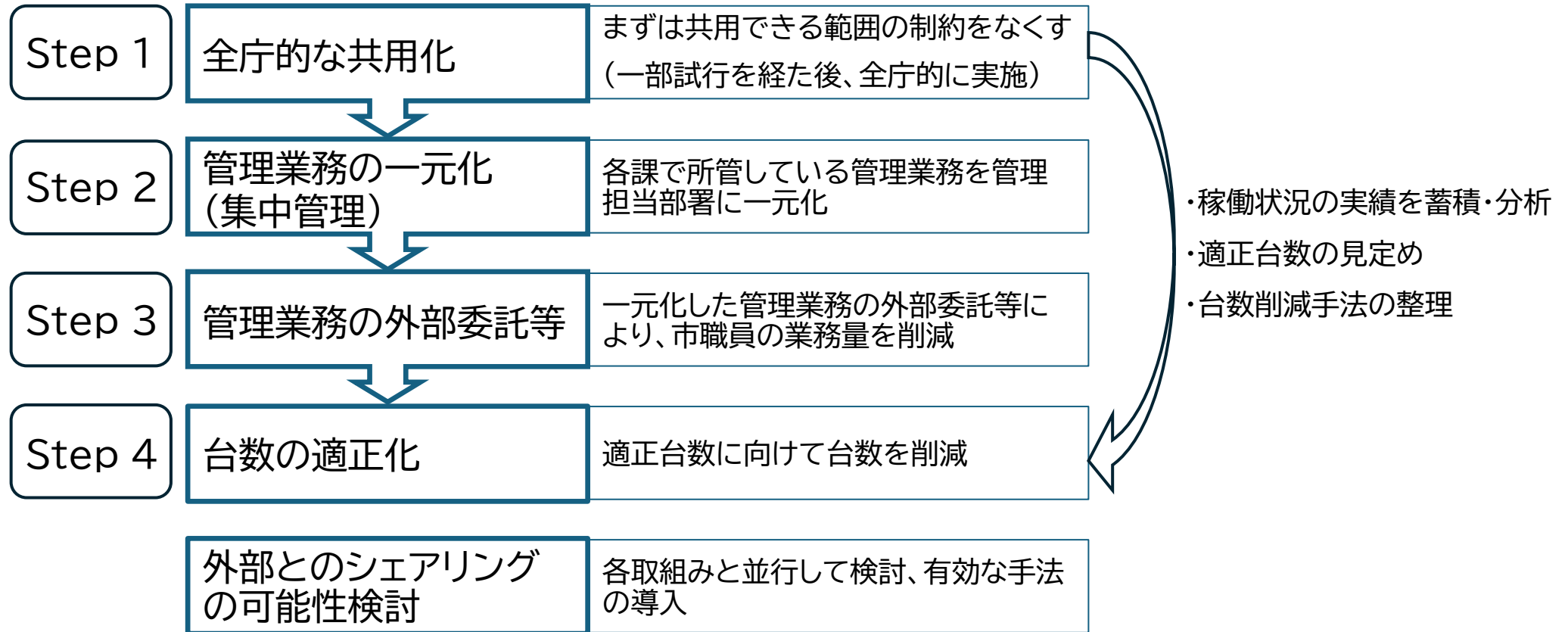
・実施時期
・実施手法
(随時ローリング)

個別の実施要領等

・より具体的、
実務的な事項

「公用車適正化指針」に基づく取組みのステップ

現状から大きな転換となること、プロ車のノンプロ化が段階的に進むこと等を踏まえ、以下のステップにより進めていきます。明確な目標値(削減台数やコスト削減効果等)は、全庁的な共用化以降の稼働状況等を見定める必要があり、現時点では設定できないため、取組みの進捗に応じて整理していきます。

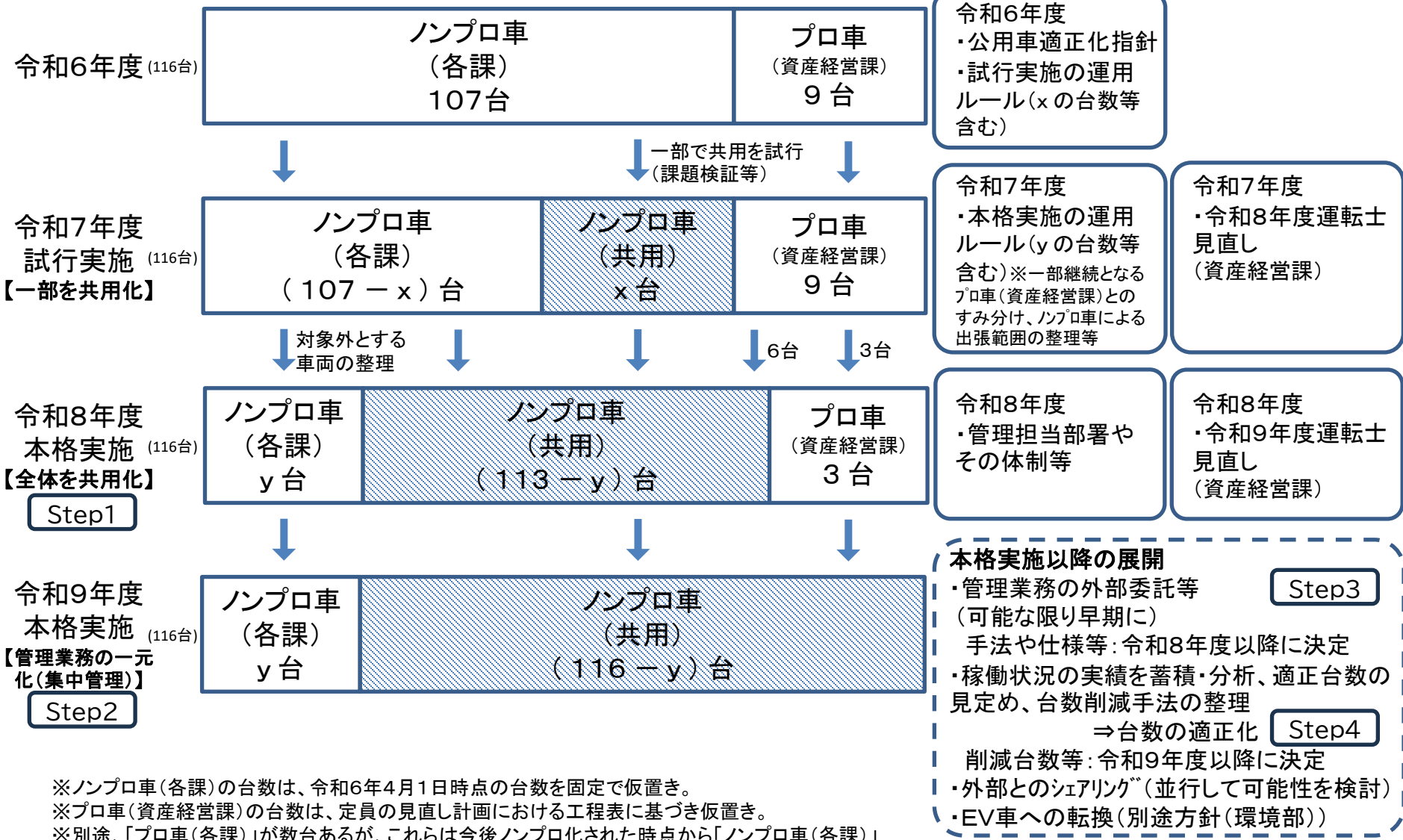


- ・実施方針において、実施時期や実施手法等を設定
- ・取組みの進捗に応じて、具体的な事項を反映させるなど、適宜見直し

公用車の共用化・集中管理の導入プロセス

決定時期・内容

〈共用化・集中管理〉 〈定員の見直し計画〉

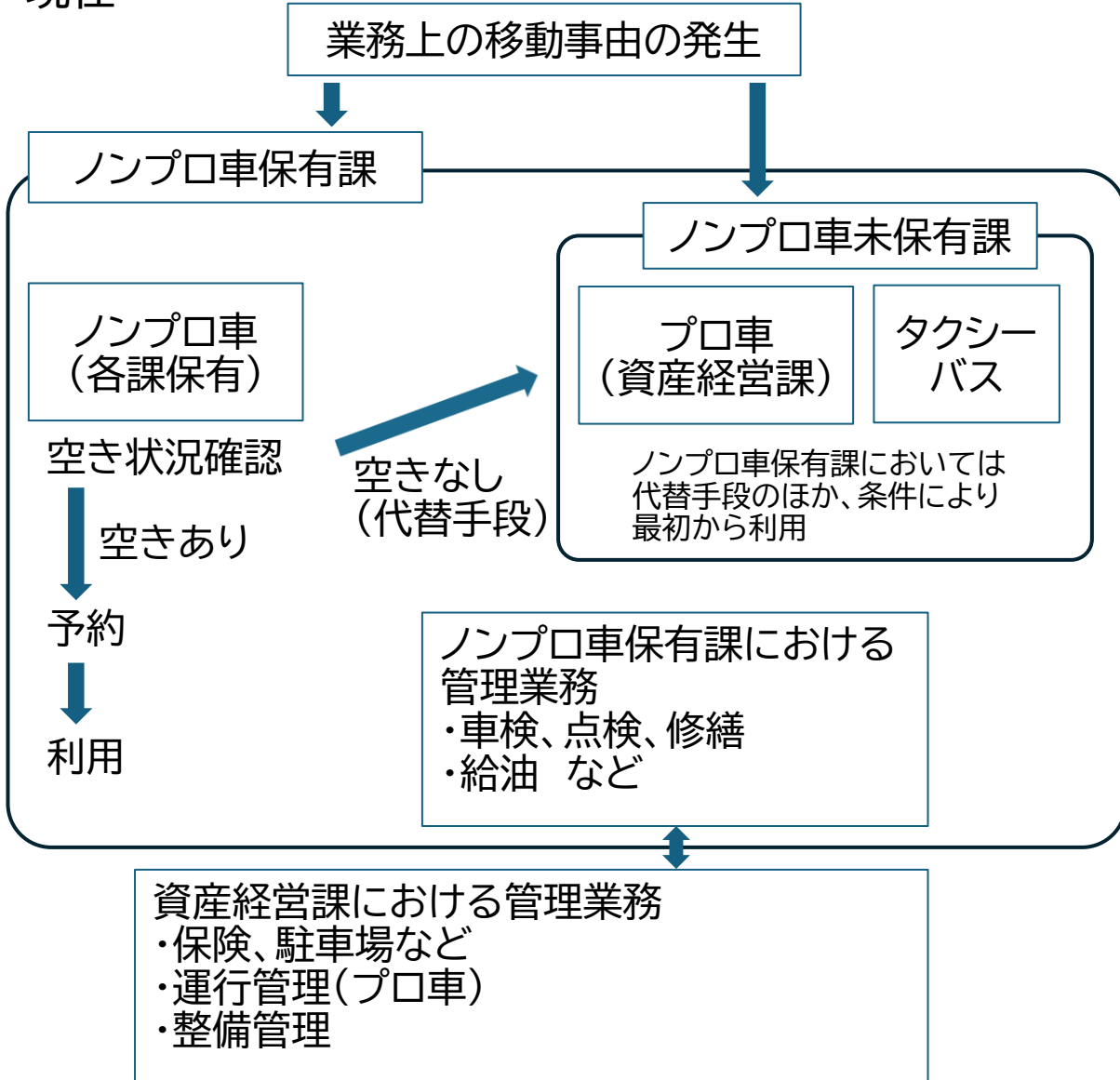


※ノンプロ車(各課)の台数は、令和6年4月1日時点の台数を固定で仮置き。
 ※プロ車(資産経営課)の台数は、定員の見直し計画における工程表に基づき仮置き。
 ※別途、「プロ車(各課)」が数台あるが、これらは今後ノンプロ化された時点から「ノンプロ車(各課)」または「ノンプロ車(共用)」に移行する。

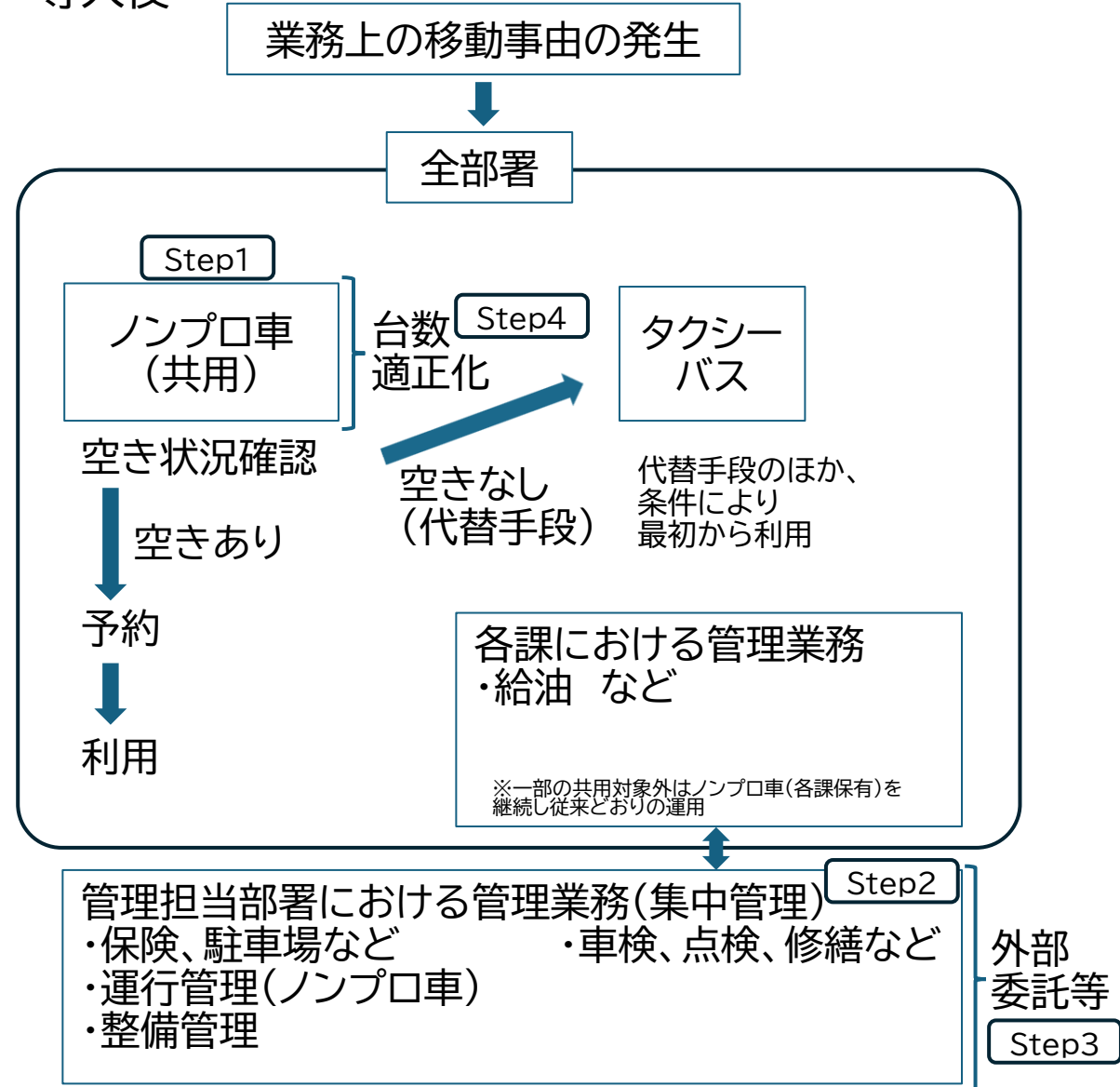
公用車の共用化・集中管理の導入による業務フロー変化イメージ

※本庁・すこやかプラザ

現在



➡ 導入後



公用車の保有・管理形態

形態	保有	管理	現状との比較		
			管理業務の負担	購入時のコスト	使用の確実性
直接保有・管理 (現状)	市	市	—	—	—
管理業務委託	市	民間 (委託)	○	—	—
メンテナンスリース等	民間	民間 (市専用として 借りる)	◎	○ (平準化)	—
シェアカー	民間	民間 (他のユーザー と共用)	◎	◎ (減少)	△



業務量、コスト、利便性等を踏まえて、移行形態及び移行時期を決定

公用車の共用化・集中管理の導入によるコスト見通し

	令和6年度 (現状)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
運転士人件費	10名分	⇒	↘ 4名分 (△6名分)	↘ 0 (△4名分)	⇒
管理業務コスト (人件費、委託料等)	各課	⇒	⇒	↗ 管理担当部署 人件費 or 委託料等	⇒
車両管理コスト (購入費、維持管理費等)	116台分	⇒	⇒	⇒	↘ 116 - ?台分 (△?台分)



コスト面の効果が最大限発揮されるような実施手法及び実施時期を決定

公用車共用化の試行実施

令和8年度からの本格実施(全庁的な共用化)の運用ルール策定に向けて、課題の検証等を行うため、一部の部署で共用化を試行実施

○対象部署

以下の部局で本庁・すこやかプラザに置かれている課

(令和6年4月1日現在 5部局19課)

部局	課
企画部	政策経営課、市史編さん室、IR対策課
地域未来共創部	地域政策課、地域交通課、若者活躍・未来づくり課
総務部	総務課、職員課、秘書課、広報広聴課
行政経営改革部	行政マネジメント課、DX推進課
財務部	財政課、資産経営課、市民税課、資産税課、収納推進課、契約課、技術監理課

○対象車両

対象部署で所管するノンプロ車

(令和6年4月1日現在)

車種	台数
軽乗用	11台
軽貨物	2台
小型乗用	1台
小型貨物	1台
合計	15台

○実施日

令和7年4月1日を目途に、別途設定